

議案第 5 号

名張市奨学金選考委員会規程の一部を改正する規程の制定について

名張市奨学金選考委員会規程（昭和 4 1 年教育委員会規程第 2 3 号）の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 3 月 3 日提出

名張市教育委員会
教育長 西 山 嘉 一

名張市奨学金選考委員会規程の一部を改正する規程の制定について

1. 改正理由

選考委員会委員の選任区分の見直し及び業務の省力化等のため、委員定数を減員するほか、所要の改正を行う。

2. 改正内容

委員の定数を5名（現行6名）とし、選任区分に係る規定を整備する。

3. 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

名張市奨学金選考委員会規程の一部を改正する規程

名張市奨学金選考委員会規程（昭和41年教育委員会規程第23号）の一部を次のように改正する。

第3条中「6名」を「5名」に改め、同条第1号中「高等学校」の次に「又は高等専門学校」を加え、同条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第4条中「前条第6号」を「前条第5号」に改める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

名張市奨学金選考委員会規程の一部を改正する教育委員会規程新旧対照表

改正案	現行
<p>(定数、選任)</p> <p>第3条 選考委員会の委員の定数は<u>5名</u>とし、次の各号の区分により教育委員会が選任する。</p> <p>(1) 名張市に設置の高等学校<u>又は高等専門学校の</u>校長</p> <p>(2) 市立中学校の校長</p> <p>(3) 副市長</p> <p>(4) 教育長</p> <p>(5) 教育又は社会経済に関する学識経験者</p>	<p>(定数、選任)</p> <p>第3条 選考委員会の委員の定数は<u>6名</u>とし、次の各号の区分により教育委員会が選任する。</p> <p>(1) 名張市に設置の高等学校の校長</p> <p>(2) 市立中学校の校長</p> <p>(3) <u>教育委員会の委員</u></p> <p>(4) 副市長</p> <p>(5) 教育長</p> <p>(6) 教育又は社会経済に関する学識経験者</p>
<p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、<u>前条第5号</u>の規定による委員にあっては3年とし、その他の委員にあっては、当該職にある期間とする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、<u>前条第6号</u>の規定による委員にあっては3年とし、その他の委員にあっては、当該職にある期間とする。</p>